



带状疱疹の定期接種が始まります

☎困健康づくり課保健予防係(☎内線1172)

国の方針により、4月1日から带状疱疹ワクチンは定期予防接種(B類)に位置付けられました。市は、定期予防接種費用の一部を助成します。これまで実施していた任意接種の一部助成も引き続き行いますが、助成が受けられるのは定期接種か任意接種のいずれかです。接種を希望する場合はご検討ください。

■定期予防接種

対象者

過去に带状疱疹ワクチンを接種していない、以下のいずれかに該当する人

①令和7年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人

※65歳以上の人は、5年の経過措置(令和7年度から11年度まで)として今後、5歳年齢ごとに接種機会が設けられます。

②60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な人

③100歳以上の人(令和7年度のみ全員対象)

接種期間 令和8年3月31日まで

使用ワクチンおよび自己負担額

医師と相談のうえ、いずれかを接種します。

- ・生ワクチン(乾燥弱毒生水痘ワクチン) 4,000円×1回
- ・不活化ワクチン(乾燥組換え带状疱疹ワクチン) 10,000円×2回

※生活保護世帯または中国残留邦人の支援などを受けている人は無料になります。接種前に困健康づくり課か☎住民福祉課で申請してください

接種方法

①・③の対象者には4月中旬から案内を順次郵送します。

②の対象者は医療機関に直接ご相談ください。詳しくは案内をご覧ください。

■任意予防接種

対象者

接種日時点で安中市に住民登録のある、定期接種に該当しない50歳以上の人(過去に市の助成を受けたことがある人は対象外)

接種期間 申請日から6か月以内

使用ワクチンおよび助成額

医師と相談のうえ、いずれかを接種します。

接種費用から助成金額を差し引いた金額を医療機関にお支払いください(接種費用は各医療機関で異なります)。

- ・生ワクチン(乾燥弱毒生水痘ワクチン) 4,000円×1回
- ・不活化ワクチン(乾燥組換え带状疱疹ワクチン) 10,000円×2回

接種方法

1. 事前申請により市から助成券を受け取る(予診票は個別発送しません。市内指定医療機関の窓口にあります)。
2. 助成券・本人確認書類を持参し、市内指定医療機関でいずれかのワクチンを接種する。

助成券申請方法

●困健康づくり課か☎住民福祉課で申請

☎運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類

本人確認後に即日、助成券を交付します。

●電子申請受付システムでの申請

助成条件の確認後、助成券を郵送で交付します。

申請してから届くまで約2週間かかります。



詳しくはこちら



電子申請はこちら